

【議案③】稲門会会則の変更

2022年2月20日

若手 OBOG 向け稲門会費（新制度）の導入について（提案）

早大少林寺拳法部は、2009年体育各部昇格、2019年新道場開設、そして現役諸氏の精進、活躍により、この10年間大きく飛躍した。しかし一方で、その若手世代の卒業後の稲門会への関与が弱くなっており（ex.会費納入率が低い）、稲門会だけでなく当部全体の将来性、持続性が懸念されるところです。（現行の年会費は年代に関係なく一律10,000円/人）

<稲門会年代別 会費納入率（2021年度）>

年代	会員数	会費納入率
01～10期	83人	40%
11～20期	79人	30%
21～30期	68人	27%
31～40期	49人	12%
41～50期	47人	26%
51～58期	66人	8%

その原因について一部の若手 OBOG にヒアリングを行ったので代表的な意見を列記する。

◇稲門会に対するエンゲージメントが低い

卒業と同時に大学（拳法部）との関係が疎遠になった、稲門会会員という意識がない、など

◇（体育各部に昇格して）現役に対する金銭的支援の必要性を感じない

◇経済的な余裕がない（年会費が高額、家族の理解を得にくい、反対されるケースもある）

⇒会費を下げるのが一番効果的（若い OBOG の納入率を上げれば上の代にも伝搬する）

【対策】稲門会として「若手 OBOG の現役への支援活動（合同練習、指導など）」を更に促進するため、若手 OBOG と現役との懇親費用を補助すると共に、若手 OBOG の年会費の値下げを行う。

2022年度予算（懇親費用補助）：50,000円

年会費値下げの影響は軽微（R3年度会費収入ベース）：▲26千円<980千円⇒954千円>

（条件：卒業～3年間（3,000円）、4年目～5年間（5,000円））

議案③<稲門会会則の変更>（変更点：太字）

第6章 会計

第22条(会費) 1.本会会員の会費は年間10,000円とする。

2.若手会員の会費を以下とする。

入会后3年間3,000円/年、4年目から5年間5,000円/年

3.会費はその会計年度内に納入する。

付則 この会則は平成9年4月1日から施行する。

施行日 令和4年4月1日 会費変更

以上